長島町漁業集落排水事業経営戦略

寸 体 名 長島町 :

事 業 名 漁業集落排水事業

策 定 日 平成 29 年 月

計 画 期 間 平成 年度 平成 37 年度 28 :

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度(供用開始後年数)	平成8年8月1日	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	21.59 (人/ha)	流域下水道等への接続の有無	無
処 理 区 数	3処理区域		
処 理 場 数	3処理場		
広域化·共同化·最適化 実施状況*1	実施実績なし		

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	(1)簡易水道使用の場合 基本料金(1箇月につき)1世帯当たり 1,650円 従量料金 70円						
業務用使用料体系の 概要・考え方	1)簡易水道使用の場合 基本料金(1箇月につき)1世帯当たり 1,650円 従量料金 70円						
その他の使用料体系の概要・考え方	の (1)その他の場合 基本料金(1箇月につき) 1世帯当たり 1,650円 世帯員数割 1人当たり 300円						
条例上の使用料*2	平成25年度 3,200円	実質的な使用料*3	平成25年度	3,200 円			
(20 m あたり)	平成26年度 3,200 円	(20㎡あたり)	平成26年度	3,200 円			
※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度 3,200 円	一 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	3,200 円			

^{*2} 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

^{*1 「}広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

^{*3} 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

ॐ क	沮 神	•				
					課長	
	職				水道係:3人 (主幹兼任	係長·係長·主任) 嘱託職員(施設維持管理等:3人)·臨時職員(施設維持管理:1人)
					下水道係:1人 (技術補係	佐兼係長)
		員		数	管理係:2人 (課長補係	佐兼係長·主任) 臨時職員(事務補助:2人)
					平成28年度現在,本町の水道記理事業の業務に従事しています。	課下水道係は、1人体制で技術補佐兼係長が農業・漁業集落排水事業と特定地域生活排水処。
	事業道		営	組織		は、分庁・総合支所方式により旧東町役場が長島町役場鷹巣庁舎に、旧長島町役場が指江庁 電。水道係・下水道係・管理課係を配置し運営しています。
重		雷			町内の3漁業集落排水処理施設 あるが,専門的技術職員の人員の	段整備事業は全て完了し,施設の維持管理業務の民間委託化していることから現在1人体制で 確保を図る必要がある。
7		Œ			•汐見地区 平成8年8月1日供用	開始
					•幣串地区 平成15年4月1日供用	引開始
					・三船地区 平成23年10月1日供	用開始

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設等の維持管理を年間契約で委託。
	イ 指定管理者制度	未検討。
	ウ PPP・PFI	未検計。
次 去 江 田 の 北 田	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
資産活用の状況	イ 土地·施設等利用 (未利用土地·施設の活用等)*5	該当なし

- *4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」を添付している。

この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っており、漁業集落排水事業運営における伸びが見込めない現状に対しての対応を検討している。

2. 経営の基本方針

本町の漁業集落排水施設は、漁港及び漁場の水域環境や漁業集落の生活環境の改善を図る目的で旧長島地区の汐見(潟)地区に1施設、旧東地区の三船地区に1施設、離島の獅子島幣串地区に1施設の3地区に整備している。

施設整備により区域の水域環境や集落の生活環境は改善されたが,本島(2施設)や離島(1施設)に点在しているため広域化等の効率化を図ることも難しく,さらに,人口減少等による使用料収入の減少が懸念されるところです。

しかし、漁業集落排水施設は、3地区において生活環境を維持し快適な生活を送るためには必要不可欠な施設であり、今後も安定的なサービスを提供するため、計画的に適正な施設更新等や人口減少に対応するため地域にあった処理方法等の検討を進める必要もあり、今後は、合併浄化槽等の地域の地理・地形的・社会的特性に応じた整備手法を組み合わせた形の総合的な見地から検討を進める。併せて施設の防災・安全対策等は町防災計画により対応する。

また,使用料金も他市町よりも高く設定しており,使用者にさらなる負担を求める改定等は難しく,一般会計からの繰り入れは,やむを得ない状況である。未接続世帯には啓発を進め使用料の増加を図るとともに,持続可能な運営を目指して,機器の保守点検を定期的に実施し,最小限の経費で機器の維持管理・更新を行う。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

処理場等施設については、専門の業者に年2回機器の点検を実施、修理・更新を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料収入は、将来的に微減すると思われるので、使用料金の改定も必要と思われる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費等は、将来的にも現状を維持して行きたい。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

本町の漁業集落排水事業におては、経費回収率が低く、使用料収入が乏しく汚水処理経費を全てを使用料で賄うことが原則であるが一般会計繰入金への依存が高い状況である。今後の新規加入者も見込めない状況であるが、必要に応じ投資の効率化や維持管理費の削減、水洗化率の向上に取り組む必要がある。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	事業規模が小さいため,現時点での導入については,未検討。
投資の平準化に関する事項	漁業集落排水処理施設の整備は完了していることから、新たな施設の建設予定はありませんが、管渠 改善について、必要性に応じ更新を実施し、財源確保や経営への影響を推移しながら投資計画等検討 する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業規模が小さいため,現時点での導入については,未検討。
その他の取組	新たな施設の新設は行わない。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

	農業集落排水についても同一の条例を基に使用料を設定しており、農業集落排水・漁業集落排水の作用者間で不均衡が出ないよう使用料見直しを行っていく必要がある。		
資産活用による収入増加 の取組について	遊休資産等もなく未検討。		
その他の取組	今後の使用者の増加による使用料収入の伸びは期待できず微減していく状況であるため、使用料の見直しで不足する財源については、一般会計からの繰り入れにより補填していく。		

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制 度、PPP/PFIなど)	事業規模が小さいため,現時点での導入については,未検討。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度による。
動力費に関する事項	排水処理施設の適切な維持管理に努め、効率的な運用を図り、費用を抑制する。
薬品費に関する事項	排水処理施設の適切な維持管理に努め、効率的な運用を図り、費用を抑制する。
修繕費に関する事項	持続可能な運営を目指し、年2回の定期点検を行いながら必要最小限の修繕を行っていく。
委託費に関する事項	業務の民間委託の範囲や可能性について検討し、必要最低限の項目のみを委託し、経費の抑制を図る。
その他の取組	職員数については,現体制の1名で対応し,自己啓発に努めていく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経	営	戦	略	の	事	後	検	証	,
更	新	等	に	関	」す	- 7	3 :	事	項

毎年度、進捗管理を行い、最低でも5年毎に見直しを行う。PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分について更新する。